

## 別記様式第6

論文審査の要旨  
(Summary of Dissertation Evaluation)

博士の専攻分野の名称 (Major Field of Ph.D.)	博士 ( 文学 ) Ph.D.	氏名 (Candidate Name)	Ven Udayagiriye Dhammasiri Thero
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 (Title of Dissertation) A Study of the Katikāvatas in Sri Lankan Theravāda Buddhism			
論文審査担当者 (The Dissertation Committee)			
主査 (Name of the Committee Chair)	教授	根本 裕史	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	後藤 弘志	
審査委員 (Name of the Committee Member)	教授	末永 高康	
審査委員 (Name of the Committee Member)	准教授	赤井 清晃	
審査委員 (Name of the Committee Member)	准教授	川村 悠人	
審査委員 (Name of the Committee Member)		藤本 晃 (誓教寺住職)	
〔論文審査の要旨〕 (Summary of the Dissertation Evaluation)			
<p>本論文は、スリランカの歴代国王が制定した僧院規則であるカティカーワタを中心に考察し、これに関連する初期仏教の伝統的な戒律と、植民地時代にイギリスにより制定された僧院関連の条例を比較検討することにより、中世から植民地時代にかけてのスリランカ仏教を取り巻く政治・経済的状況や、僧院社会と国内政治との相互関係を明らかにするものである。</p> <p>論文は序論、本論、附論「翻訳研究」より構成され、本論は全3章および結論からなる。序論ではカティカーワタに関する先行研究を概観し、本研究の目的と方法を示している。とりわけ、現代のスリランカ人学者によるシンハラ語の学術論文に関する詳細な情報が注目される。</p> <p>第1章ではスリランカへの仏教伝来の歴史、カティカーワタの起源・定義・目的・分類、アショーカ王碑文からの影響、制定者である国王の役割について論じている。もともと「合意」を意味する概念であったカティカーワタが、10世紀以降、僧院の財産管理や僧侶達の行動規範を定めた規則として発展した経緯や、当初は僧侶達に従属していた国王が、カティカーワタ制定を通じて僧院活動を支援・保護し、非仏教的勢力の排除に助力することで、次第に影響力を増していった過程を明らかにしている。</p> <p>第2章ではスリランカ僧院社会の階層構造や、僧侶達の日々の行動規範をカティカーワタがどのように規定しているかを論じている。国王がカティカーワタを通じて王朝の組織を僧院社会に導入し、自らが最高位の僧侶マハースワーミを任命するなど、僧院運営の組織化に貢献したこと、一方で、国王が僧侶達の不正行為や不品行の取り締まりにまで関与し、僧院からの追放などの罰則規定を含む新たな規則を次々に制定せざるを得なくなった時代的狀況を明らかにしている。</p> <p>第3章ではキャンディ王国時代と、それに続く植民地時代における僧院を取り巻く政治・経済的状況について論じている。僧院が所有する土地の拡大に伴って伝統的な戒律では対応できなくなった財産管理の問題を解決するために新たなカティカーワタがキャンディ王国によって制定された経緯や、その後の植民地時代では、僧院勢力の抑圧のために伝統的な戒律を無視した条例がイギリスによって制定されたという問題を明るみにし、さらにカースト制度をめぐっては、僧院内へのタミル系民族の流入や不正行為の発生を阻止するため、キャンディ王国時代に下位カース</p>			

ト出身者への僧籍授与が禁じられるようになった経緯を明らかにしている。

結論ではスリランカの歴代国王や植民地時代のイギリス人支配者達が、僧院の財産管理に関与するのみでなく、時には伝統的な戒律を補強する仕方でも、僧侶達の日々の行動まで管理してきた事実を踏まえ、スリランカ仏教の政治への強い依存を強調すると共に、カティカーワタが僧院活動の維持や僧侶達の安全保護にも貢献してきたことを指摘している。

本論文は、古典シンハラ語のカティカーワタ文書、パーリ律蔵、英文条例を解析することにより、従来スリランカ国外では殆ど知られていなかった同国の僧院運営の実態と政教史に関する重要な洞察を提供している。特にカティカーワタが一部では伝統的な戒律から逸脱している可能性を指摘し、僧院におけるカースト制度導入の肯定的側面を示唆するなど、スリランカの伝統的な価値観に縛られることなく新たな視点を導入した点は特筆に値する。曖昧な英語表現の使用、僧院運営における国王の役割に関する不鮮明な記述など軽微な問題も見られたが、極めて独創的な論文として評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。

(Note: The summary of the Dissertation should not exceed 500 words.)